

令和2年 第11回

戸田市教育委員会定例会

令和2年11月19日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第11回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第33号 戸田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）について…………… 1

議案第34号 戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則の一部を改正する
規則（案）について…………… 5

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和2年12月17日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会会議規則（平成27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 会議は、教育長が必要であると認めるときは、オンラインの方法

（インターネットを通じ、複数の委員が相互に、自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。ただし、第15条第2項の規定による無記名の投票による採決については、この限りでない。

2 前項本文の規定により会議を行う場合は、オンラインの方法による参加をもって、会議への出席とみなす。

3 第1項本文の規定により会議を行う場合は、第5条中「場所」とあるのは「方法」と、第6条第1項中「指定の場所に参集し」とあるのは「参集し」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

戸田市教育委員会会議規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条～第22条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第6条の2 <u>会議は、教育長が必要であると認めるときは、オンラインの方法（インターネットを通じて、複数の委員が相互に、自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。ただし、第15条第2項の規定による無記名の投票による採決については、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定により会議を行う場合は、オンラインの方法による参加をもって、会議への出席とみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項本文の規定により会議を行う場合は、第5条中「場所」とあるのは「方法」と、第6条第1項中「指定の場所に参集し」とあるのは「参集し」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第7条～第22条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめましたので送付します。

2 初初企第 17 号
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県・指定都市総合教育会議担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅野 敦 行

(印影印刷)

オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議
の開催について（通知）

近時、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を低減させるため、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催する必要性が高まっているところです。

今般、このことについて、下記のとおり文部科学省としての考え方をまとめましたので、総合教育会議等の運営に当たり、これを参考としてくださいますようお願いします。

このことについて、都道府県総合教育会議担当課長におかれては域内の市（政令指定都市を除く。以下同じ。）区町村に対し、都道府県教育委員会総務担当課長におかれては域内の市区町村教育委員会に対して周知くださいますようお願いします。

記

1. オンライン会議システム等を活用した会議の開催について

合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能と考えること。

その場合、例えば、会議の構成員の全員又は一部がオンライン会議システム等を活用して会議に出席する方法が考えられること。

また、この場合の出席については、構成員がオンライン会議システム等を利用して発言等ができる状態になること、議決については、構成員がオンライン会議システム等を利用して任意の方法により表決に加わり、議事を決することなどとして考えることができること。

2. 会議の公開について

オンライン会議システム等を活用して開催する総合教育会議等の公開については、会議の資料及びオンライン会議システム等の映像と音声を同時にインターネット上で配信することなどにより行うことが考えられること。

また、会議を対面の方法により行う場合であっても、傍聴を希望する者に対しては、会議の様態をインターネット上で配信することにより公開することも考えられること。

なお、会議の様態を録画したものを後日配信することによって公開したものとすることについては、元來会議はそれを傍聴させることにより公開されるものであることを踏まえ、慎重に判断する必要があること。

3. 議事録の作成と公表について

会議の議事録については、その閲覧を希望する者による検索を容易にする観点等から、会議の様態を録画したものが公開され、ホームページ上等で継続的に閲覧できる状態であったとしても、適切に作成し、公表するよう努める必要があること。

なお、音声認識技術の活用により議事録作成に係る作業の効率化を図るなどの工夫も考えられること。

4. オンライン会議システム等を活用して会議を開催する場合の留意点について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催する場合には、以下の点に留意すること。

- ・通信障害等により議事の進行に障害が生じた場合における対応をあらかじめ検討し、必要に応じ代替手段を確保しておくこと。
- ・非公開とすべき議事の情報について、誤り又は不正なアクセスにより漏えいすることのないよう、また、不正なアクセスにより議事が妨害されることのないよう、地方公共団体の情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対策を講じること。
- ・会議の資料とする著作物について、公衆送信権等の著作権の取扱いに留意すること。

5. 通常時におけるオンライン会議システム等を活用した会議の開催について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催することについては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応という目的以外にも、例えば遠隔地にいる構成員の参加を容易にすることなどにも資することが考えられるところであり、通常時においても、上記1から4に留意して行うことも考えられること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）

戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則の一部を改正する規則(案)
戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表英語圏の部トーイックの項中「530点」を「550点」に改め、フランス語圏の部フランス国民教育省認定フランス語資格試験の項中「DELF-DALF試験管理センター」を「日本フランス語試験管理センター」に改め、スペイン語圏の部デレの項中「セルバンテス文化センター」を「インスティトゥト・セルバンテス東京」に改め、上記以外の部中「英語圏と同じ」を「留学先の言語に係る語学検定試験の結果がヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B1レベル相当以上であること。ただし、これにより難しい場合は、英語圏の基準による。」に改める。

第1号様式を別記のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際既に奨学資金等の給与決定を受けている者については、なお従前の例による。

年 月 日

戸田市海外留学奨学資金等給与申請書

写 真 貼 付

5×5センチメートル
上半身脱帽3月以内に
撮影したもの

（宛先）

戸田市長

氏 名 印

私は、戸田市海外留学奨学資金等の給与を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

ふりがな				生年月日	年	月	日		
氏 名				及び年齢			歳		
現 住 所			電 話						
学 校 名			学 部	学 科	学 年				
			課 程	専 攻					
希望留学国									
希望する 大 学 名									
留学先での 専 攻 科 目									
留 学 期 間	年		月	日	～	年	月	日	（ 月間）
父 (母)	氏 名								
	現 住 所	電 話							
	職 業								
	勤 務 先								
留 学 を 希 望 す る 理 由									

- 添付書類
- | | | | |
|---|---------------------------------|---|--------------|
| 1 | 住民票の写し（世帯全員） | 2 | 世帯全員の市税完納証明書 |
| 3 | 在学証明書、卒業証明書又は高等学校卒業程度認定試験の合格証明書 | | |
| 4 | 父母及び本人の所得証明書 | 5 | 父母等の同意書 |
| 6 | 健康診断書 | 7 | 成績証明書 |
| 8 | 語学力証明書 | | |

戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																																																																
<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際既に奨学資金等の給与決定を受けている者については、なお従前の例による。</p>																																																																
<p>別表 (第2条関係)</p>	<p>別表 (第2条関係)</p>																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>留学先言語圏</th> <th>試験名</th> <th>語学力要件</th> <th>試験実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語圏</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トイック</td> <td>530点以上</td> <td>一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>フランス語圏</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フランス国民教育省認定フランス語資格試験</td> <td>DELF B1以上</td> <td>DELF-DAL F試験管理センター</td> </tr> <tr> <td>スペイン語圏</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>デレ</td> <td>B1以上</td> <td>セルバンテス文化センター</td> </tr> </tbody> </table>	留学先言語圏	試験名	語学力要件	試験実施者	英語圏	(略)	(略)	(略)		トイック	530点以上	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	(略)	(略)	(略)	(略)	フランス語圏	(略)	(略)	(略)		フランス国民教育省認定フランス語資格試験	DELF B1以上	DELF-DAL F試験管理センター	スペイン語圏	(略)	(略)	(略)		デレ	B1以上	セルバンテス文化センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>留学先言語圏</th> <th>試験名</th> <th>語学力要件</th> <th>試験実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語圏</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トイック</td> <td>550点以上</td> <td>一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>フランス語圏</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フランス国民教育省認定フランス語資格試験</td> <td>DELF B1以上</td> <td>日本フランス語試験管理センター</td> </tr> <tr> <td>スペイン語圏</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>デレ</td> <td>B1以上</td> <td>インスティテュト・セルバンテス</td> </tr> </tbody> </table>	留学先言語圏	試験名	語学力要件	試験実施者	英語圏	(略)	(略)	(略)		トイック	550点以上	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	(略)	(略)	(略)	(略)	フランス語圏	(略)	(略)	(略)		フランス国民教育省認定フランス語資格試験	DELF B1以上	日本フランス語試験管理センター	スペイン語圏	(略)	(略)	(略)		デレ	B1以上	インスティテュト・セルバンテス
留学先言語圏	試験名	語学力要件	試験実施者																																																														
英語圏	(略)	(略)	(略)																																																														
	トイック	530点以上	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
フランス語圏	(略)	(略)	(略)																																																														
	フランス国民教育省認定フランス語資格試験	DELF B1以上	DELF-DAL F試験管理センター																																																														
スペイン語圏	(略)	(略)	(略)																																																														
	デレ	B1以上	セルバンテス文化センター																																																														
留学先言語圏	試験名	語学力要件	試験実施者																																																														
英語圏	(略)	(略)	(略)																																																														
	トイック	550点以上	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
フランス語圏	(略)	(略)	(略)																																																														
	フランス国民教育省認定フランス語資格試験	DELF B1以上	日本フランス語試験管理センター																																																														
スペイン語圏	(略)	(略)	(略)																																																														
	デレ	B1以上	インスティテュト・セルバンテス																																																														

戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則新旧対照表

改正前		改正後(案)	
(略)	(略)	(略)	東京 (略)
上記以外	英語圏と同じ	上記以外	留学先の言語に係る語学検定試験の結果がヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) B1 レベル相当以上であること。ただし、これにより難しい場合は、英語圏の基準による。
様式 (略)		様式 (略)	

戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則新旧対照表

改正前

改正後(案)

第1号様式(第4条関係)

令和 年 月 日

戸田市海外留学奨学資金等給与申請書

(宛先)
戸田市長

氏 名 印

私は、戸田市海外留学奨学資金等の給与を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

ふりがな	姓	生年月日 及び年齢	年	月	日
氏 名	別				歳
現住所	電 話				
学 校 名	学 部	学 科	学 年		
	課 程	専 攻			
希望留学国					
希望する 大 学 名					
留学先での 専 攻 科 目					
留 学 期 間	年	月	日	～	年 月 日 (月間)
氏 名	現住所		電 話		
父 (母)	職 業				
	勤 務 先				
留 学 を 希 望 す る 理 由					

- 添付書類 1 住民票の写し(世帯全員) 2 世帯全員の市税完納証明書
3 在学証明書、卒業証明書又は高等学校卒業程度認定試験の合格証明書
4 父母及び本人の所得証明書 5 父母等の同意書
6 健康診断書 7 成績証明書
8 語学力証明書

第1号様式(第4条関係)

令和 年 月 日

戸田市海外留学奨学資金等給与申請書

(宛先)
戸田市長

氏 名 印

私は、戸田市海外留学奨学資金等の給与を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

ふりがな	姓	生年月日 及び年齢	年	月	日
氏 名	別				歳
現住所	電 話				
学 校 名	学 部	学 科	学 年		
	課 程	専 攻			
希望留学国					
希望する 大 学 名					
留学先での 専 攻 科 目					
留 学 期 間	年	月	日	～	年 月 日 (月間)
氏 名	現住所		電 話		
父 (母)	職 業				
	勤 務 先				
留 学 を 希 望 す る 理 由					

- 添付書類 1 住民票の写し(世帯全員) 2 世帯全員の市税完納証明書
3 在学証明書、卒業証明書又は高等学校卒業程度認定試験の合格証明書
4 父母及び本人の所得証明書 5 父母等の同意書
6 健康診断書 7 成績証明書
8 語学力証明書

第2号様式～第4号様式 (略)

第2号様式～第4号様式 (略)

資料 NO. 1

教育委員提案

令和2年第11回教育委員会(定例会)

令和2年11月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 経済的支援を必要とする方への支援について（仙波委員） 1
（教育総務課・学務課・学校給食課）
- ② デジタル教科書の今後の展望について（鈴木委員） 1 3
（教育総務課・教育政策室）

経済的支援を必要とする方に対する 支援について

令和2年11月19日（木）

教育総務課

制度の種類について（戸田市）

▶貸付型

1. 奨学資金貸付制度
2. 入学準備金貸付制度

▶給付型

1. 未来へはばたく人材育成資金給付制度
国公立高等学校奨学給付金
海外体験給付金

奨学資金貸付制度

経済的な理由により修学困難な世帯の生徒及び学生本人に選考のうえ、奨学資金を貸付を行う制度（生徒・学生本人が対象）

▶ 申請条件

- ① 高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、短期大学、高等専門学校以上の学校に在学中または、入学を許可された人（大学院は対象外です。）
- ② 戸田市内に居住している世帯であること
- ③ 市税等を完納している世帯であること
- ④ 戸田市内に居住し市区町村民税を課税され、市税等を完納している連帯保証人があること（親権者可）
- ⑤ 世帯の所得が低く、学資が不十分であること
原則として**同一世帯の市区町村民税課税標準額の合計が500万円未満の世帯**

▶ 貸付額

区分	貸付額（月額）
高等学校、高等専門学校（1学年～3学年）、専修学校高等課程	国公立10,000円 私立15,000円
大学、短期大学、高等専門学校（4学年および5学年）、専修学校専門課程	国公立20,000円 私立25,000円

▶ 申請者数・決定者数・不採用者数・辞退者数の推移

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
申請者数	40人	39人	23人	17人	25人
決定者数	40人	39人	23人	17人	25人
不採用者数	0人	0人	0人	0人	0人

入学準備金貸付制度

高等学校、専修学校又は大学に入学を希望する生徒・学生の保護者で入学準備金の調達が困難な方に、選考のうえ入学準備金の貸付を行う制度（生徒・学生の保護者が対象）

▶ 申請条件

- ① 高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、短期大学、専修学校
以上の学校に入学を希望する者の保護者であること。（大学院は対象外です。）
- ② 戸田市内に居住していること
- ③ 市税等を完納していること
- ④ 戸田市内に居住し申請者と別世帯の独立の生計を営む満20歳以上であり、市税等を完納し、債務を弁済し得る資力があると認められる連帯保証人があること。
- ⑤ 世帯の所得が低く、学資が不十分であること
原則として**同一世帯の市区町村民税課税標準額の合計が500万円未満の世帯**

▶ 貸付額

学校	貸付限度額
高校・高専・専修学校高等課程	国公立 30万円
	私立 50万円
大学・短大・専修学校専門課程	国公立 40万円
	私立 60万円

▶ 申請者数・決定者数・不採用者数・辞退者数の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
申請者数	42人	36人	27人	16人	28人
決定者数	42人	36人	27人	16人	28人
不採用者数	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数	3人	1人	0人	1人	2人
貸付者数	39人	35人	27人	15人	26人

未来へはばたく人材育成資金給付制度

進学意欲、能力等を有しながら、経済的な理由によって進学または修学が困難な生徒本人に、返済不要の給付型奨学金の給付を行う制度

▶ 制度設立の趣旨

戸田市名誉市民である戸田中央総合病院グループ会長の中村隆俊様から、本市在住の中学生及び高校生の教育の向上・振興のため、平成29年1月に2億円の寄附をいただきました。

グローバルな今の時代、未来の宝である子供たち、特に経済的な理由により修学困難な子供でも平等に世界に飛び込める後押しとなる制度を創設してほしいとの中村様の御意向を受け開始しました。

国公立高等学校奨学給付金

平成30年度進学者から実施

海外体験給付金

平成30年度青少年海外派遣事業参加者から実施

1. 国公立高等学校奨学給付金

国公立高等学校における授業料以外の教科書代や学用品、学校外活動にかかる費用の一部を給付（返済不要）します。

▶ 申請条件

- ① 戸田市に住所を有すること（遠隔地の国公立高等学校へ通うため一時的に市外居住する場合を除く。）。
- ② 申請者及びその者と同一の世帯に属する者が市税を完納していること。
- ③ 戸田市立中学校に在籍し、成績優秀にして成業の見込みがある者で、当該在籍する中学校の校長が推薦したものであること。
- ④ 国公立高等学校に入学を許可される見込みであること。
- ⑤ 修学の意欲が旺盛であること。
- ⑥ 本給付金申請年度における市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯であること。

▶ 給付額

月額15,000円（年額180,000円）

▶ 申請者数・決定者数・不採用者数の推移

	29年度	30年度	元年度
申請者数	2人	4人	4人
決定者数	2人	3人	4人
国公立高校 不合格者数	0人	1人	0人
不採用者数	0人	0人	0人

2. 海外体験給付金

豊かな国際感覚と国際社会に生きる日本人としての自覚と責任感を養うため、戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業に参加する費用の一部を給付（返済不要）します。

▶ 申請条件

- ① 戸田市に住所を有すること。
- ② 申請者及びその者と同一の世帯に属する者が市税を完納していること。
- ③ 戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業への参加を許可された者であること。
- ④ 国際交流の意欲が旺盛であること。
- ⑤ 本給付金申請年度における市町村民税の所得割の額がない世帯又は生活保護を受給している世帯であること。
- ⑥ 過去に海外体験給付金の給付を受けていないこと。

▶ 給付額

戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業に係る費用のうち、個人的な経費（旅券取得費用、雑費、小遣い等）を除いた自己負担分の全額

▶ 申請者数・決定者数・不採用者数の推移

	30年度	元年度	2年度
申請者数	1人	0人	-
決定者数	1人	0人	-
不採用者数	0人	0人	-

※ 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、青少年海外派遣事業は中止

制度の種類について（埼玉県）

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
①入学料・授業料	高等学校修学支援金制度 国が生徒に代わり高等学校の授業料を負担する制度 (要件：世帯年収約910万円未満)	○	○
	入学料・授業料減免制度 入学料や授業料を免除する制度 (要件：家計急変世帯、市町村民税所得割非課税世帯)	○	-
	父母負担軽減事業補助制度 県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ授業料等を補助する制度 (要件：世帯年収約720万円未満)	-	○
②授業料以外の教育費	奨学のための給付金制度 学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度 (要件：生活保護受給世帯、道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯、家計急変世帯)	○	○
	父母負担軽減事業補助制度 県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ施設費等を補助する制度 (要件：世帯年収約500万円未満)	-	○
③教育費全般	埼玉県高等学校等奨学金制度 高等学校で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度（要返還）	○	○

制度の種類について（日本学生支援機構）

1. 貸与型奨学金

▶ 対象となる学校

大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校

① 第一種（無利子）

特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な人へ貸与

② 第二種（利息付）

第一種奨学金より緩やかな基準によって選考された人に貸与

③ 入学時特別増額（利息付）

第一種奨学金または第二種奨学金に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与

2. 給付型奨学金（平成29年度より開始）

▶ 対象者

住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯

※要件を満たす学生全員が支援を受けられる

▶ 対象となる学校

大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校

▶ 支援額

収入基準に基づく区分（3段階）、学校の設置者、通学形態により決定

2020年4月から新制度が開始となり、給付型奨学金の対象となれば、進学先の大学等に申し込むことで、授業料・入学金の免除・減額を受けることができるようになりました。

経済的支援を必要とする方に対する 支援について

令和2年11月19日（木）

学務課

経済的支援関係制度について（学務課）

- ▶ 毎年度実施している制度
 1. 就学援助制度
 2. 特別支援教育就学奨励費制度

- ▶ 新型コロナ対応緊急支援における制度
 3. 子育て支援臨時給付金制度
 4. 家計が急変した世帯等への就学援助特別認定

1. 就学援助制度

経済的理由などによって就学困難と認められる小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部の支援を実施。

就学援助を受けることができる方

戸田市に住所を有し、公立の小・中学校に在籍する児童生徒のいる世帯で、

- (1) 生活保護が廃止(停止)となった方
- (2) 児童扶養手当を受給している方
- (3) 同一生計世帯の所得合計額が認定基準に満たない方
(世帯の収入額が、生活保護基準で測定した需要額の1.3倍未満の世帯)

▶ 主な援助の内容

1. 学校給食費
2. 学用品費・通学用品費
3. 校外活動費
4. 新入学学用品費
5. 修学旅行費
6. 林間学校費
7. 卒業アルバム代

▶ 認定者数の推移

1. 平成30年3月末時点・1562名(全児童生徒数に対する認定率13.7%)
2. 平成31年3月末時点・1499名(認定率13.0%)
3. 令和2年10月末時点・1350名(認定率11.6%)

2. 特別支援教育就学奨励費制度

特別支援学級等へ就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部の援助を実施。

特別支援教育就学奨励費を受けることができる方

- (1) 特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

[例]◆視力障害～ 拡大鏡等によっても通常の文字等の認識が不可能または著しく困難な程度
◆聴力障害～ 補聴器等によっても通常の話声の理解が不可能または著しく困難な程度

※ 所得制限あり

(世帯の収入額が、生活保護基準で測定した需要額の2.5倍未満の世帯)

▶ 主な援助の内容

1. 学校給食費
2. 学用品費
3. 校外活動費
4. 新入学学用品費
5. 修学旅行費
6. 林間学校費
7. 通学費(該当者のみ)

▶ 認定者数の推移

1. 平成30年3月末時点・ 105名
2. 平成31年3月末時点・ 84名
3. 令和2年10月末時点・ 96名

3. 子育て支援臨時給付金制度

戸田市独自の新型コロナ対応緊急支援の一つとして、ひとり親・就学援助世帯に対し、「一律30,000円」の給付金の支給を、令和2年5月11日(月)に実施した。

子育て支援臨時給付金の受給者

- (1) 児童扶養手当受給世帯
- (2) 就学援助認定世帯

(いずれも、4月30日時点の認定者。また、生活保護世帯は除く)

子育て支援臨時給付金の給付件数

約1,260世帯へ給付を実施

4. 家計が急変した世帯等への就学援助特別認定

通常、就学援助は、前年の所得にて審査を実施し、認定を行う。

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯に対し、家計が急変したことを証明できる書類により、直近の収入状況での特別審査を実施した。

～ 市福祉相談部局等においても周知を実施し、

新たに3世帯を認定。

経済的支援を必要とする方に対する 支援について

令和2年11月19日(木)

学校給食課

学校給食費補助金

○ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の学校給食費の半額を補助する。

○ 対象者：以下の要件を全て満たすこと。

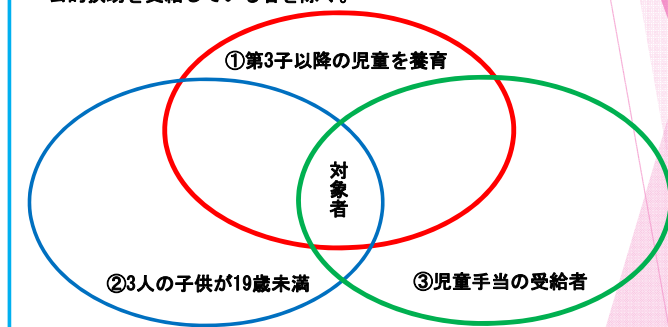
- ① 戸田市立小・中学校に在学している第3子以降の児童生徒を養育していること。
- ② 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育していること。
- ③ 児童手当の受給者であること。
- ④ 市税及び同一世帯の給食費に滞納がないこと。
- ⑤ 生活保護や公的援助等の公的扶助を受給していないこと。

○ 給食費補助額実績

令和元年度	
231件(242人)	
前期	2,305,779円
後期	2,586,180円
合計	4,891,959円

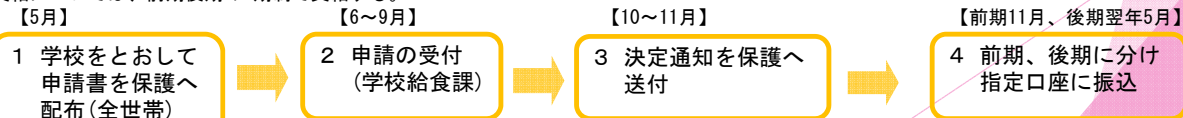
市内在住者

※ ④市税及び同一世帯の給食費の滞納者並びに⑤生活保護、就学援助等の公的扶助を受給している者を除く。

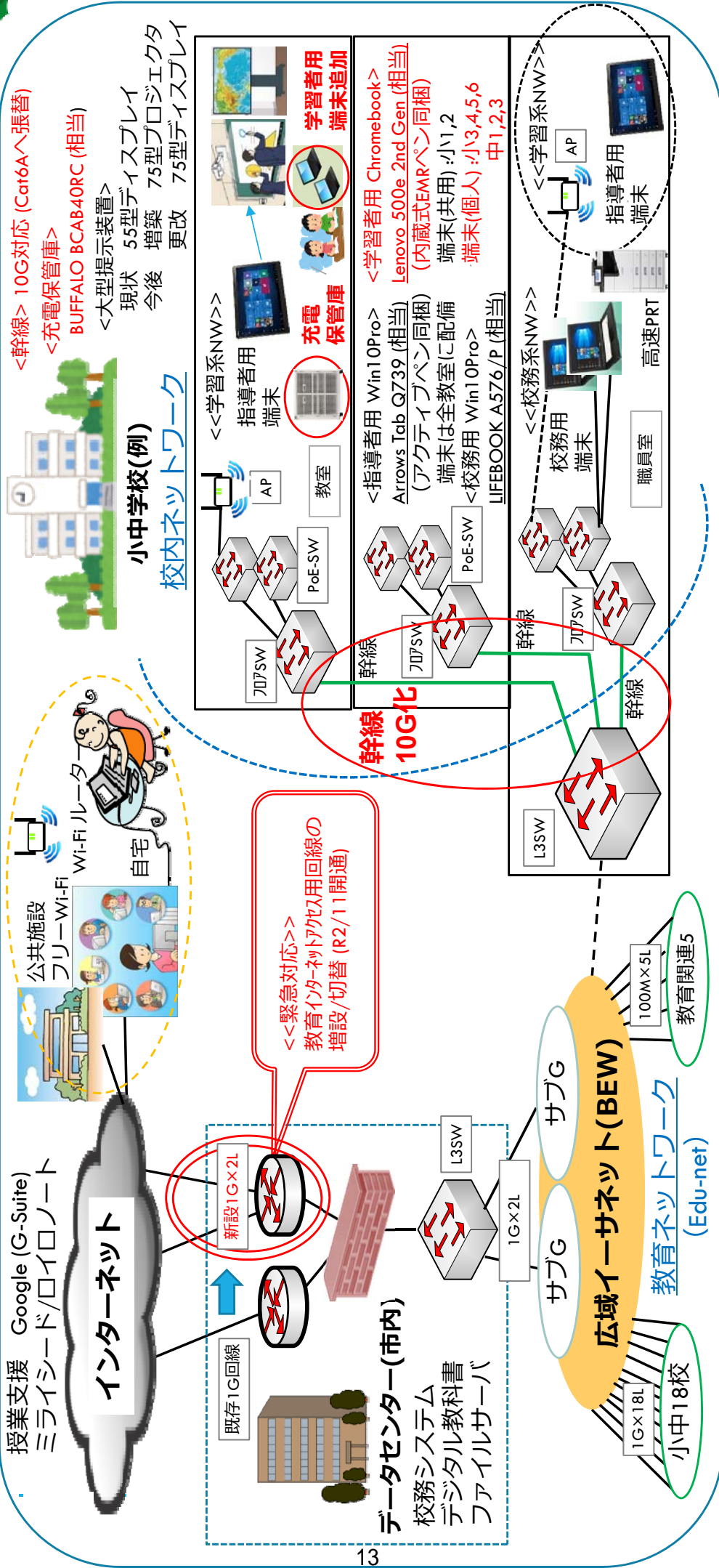


○ 申請の流れ

支給については、前期後期の2期制で支給する。



戸田市教育ICT環境 (Edu-net) 整備イメージ



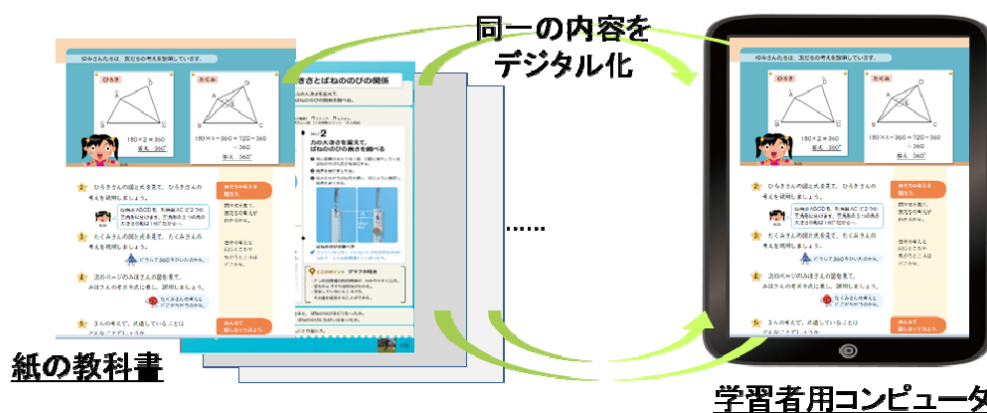
○ : 緊急対応 (令和2年11月開通)
 ○ : GIGAスクール構想 (令和3年4月運用開始)

令和2年7月7日
 令和2年度 第1回 教育ICT環境整備検討委員会(GIGAスクール構想実施に向けた製品選定)承認

戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

学習者用デジタル教科書の制度化（文部科学省HPより）

＜学習者用デジタル教科書＞



学習者用デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成31年4月から施行

これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することが可能。

※単独使用は各教科等の授業時数の2分の1未満であること。

（紙の教科書との併用はこの限りではない）

戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

学習者用デジタル教科書の主な機能

基本機能

- 拡大機能…見たいところを簡単に大きくする。
- 書き込み機能…線を引いたり、書き込んだりする。
- ページめくり機能…ページをめくったり、ページを飛ばす。
- 保存機能…書き込みを保存し、継続して使用する。

特別支援機能

- 文字色・背景色を見やすい色に変更する。
- 漢字のふりがなを表示する。
- リフロー表示をする。（文字を折り返しながら拡大表示）
- 音声読み上げをする。（読み上げ速度の変更も可能）

学習者用デジタル教材との一体的な活用

- 教科書の文字を抜き出してカードにする。
- 関連動画を視聴する。
- 算数・数学の立体図形や算数のおはじき等を触って動かしながらの学習をする。
- 英語のネイティブの発音や国語の朗読を視聴する。
- 動きを伴うアニメーションによる図や資料を視聴する。
- 教科書準拠問題のドリルを使用した学習をする。

戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

戸田東小学校の実践

平成28年度より学習者用デジタル教科書を使用した実証研究

平成28・29・30年度 戸田市教育委員会研究委嘱

研究主題「言葉を通わせ、心を通わせ、共に高め合う児童の育成」

【対象学年】：主に4・5年生

【教科】：国語科

【使用状況】：効果が高そうな単元（「物語文」「説明文」等）を中心に使用

〈実際に学習者用デジタル教科書を活用した効果〉

- ・漢字フラッシュカードを活用することで、教師にとっては**負担軽減**、児童にとっては**漢字の知識の確実な定着につながった**。
- ・自分の考えを推敲するにあたり、紙のノートでは、消しゴムで消す作業やペンやマーカー等で書いてしまうときれいに消せないなどの問題があるが、「マイ黒板」を活用することで**書き直しが容易**になり、**児童の主体的に学びに向かう態度の育成につながった**。
- ・自分の考えを可視化し、相手の考えも視覚的に捉えることができるため、**対話的な学びの質の向上につながった**。



戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～



- ・文字が大きくなったり、漢字の読み方が書いてあるから、音読しやすい。
- ・「ありの行列」の実験を本文に書いてあるとおりにイラストを動かして、表現することができたのでとてもよくわかった。
（3年生 ありの行列より）
- ・簡単に書き直せるから、自分の思ったことを書いてみようと思えるようになった。
- ・友達の考えが目で見えてわかるから、どうしてそう考えたのか聞いてみたくなる。

学習者用デジタル教科書活用の利点

- ・ルビ機能や文字の**大きさを変えて**文章を読むことができる。
- ・写真やイラストを**細かな部分まで**見ることができる。

- ・本文に線を引いたり、抜き出したり、色分けしたりすることで**自分の考えを可視化**することができる。
- ・自分の考えを簡単に書いたり消したりすることができる。
- ・キーワードや矢印などで、**思考を整理し、構造化**することができる。

- ・友達の考えを**視覚的に確認**できる。
- ・友達の考えを聞きながら、メモしたり**自分の考えを修正**したりするなどの**書き込み**ができる。

学習者用デジタル教科書活用の成果

児童一人一人の**特性に応じる**ことができ、特別な配慮を必要とする児童生徒への手だてとなった。

課題に対して、試行錯誤しながら自分なりの考えをもつことができ、グループ学習への**意欲が高まった**。

友達の思考の流れを確認しながら、他者に質問したり、答えたりすることができ、**対話の質が高まった**。

戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

主な活用例 1 漢字フラッシュカードによる個別の漢字学習



児童は**各自の習熟度に合わせて学習**することができる。
事前の準備も不要で、**教師の負担軽減**につながる。

戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

主な活用例 2 「マイ黒板」に**自分の考えを可視化**する



画面の本文をなぞることで、その部分を「マイ黒板」の画面内でカードにできる。また、吹き出しや書き込み、付箋の使用もできることで、自分の考えを容易に可視化することができる。

戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

主な活用例3 各自が「マイ黒板」を持ち寄っての話合い



あらかじめ、自分の考えを「マイ黒板」に可視化しておくことで、それぞれの考えが伝わりやすくなり、**話し合いの活性化**につながる。

戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

主な活用例4 児童生徒が必要に応じて画面を拡大したり、図や動画などの資料を視聴する。 (特別な支援を要する児童生徒への支援)



戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

主な活用例5 「マイ黒板」のデータは保存され、個別の学習の記録が蓄積される。過去の自分の考えと比較するなど学習の記録を活用することで「個別最適な学び」につながる。



戸田市における学習者用デジタル教科書の研究 ～自ら学ぶ教科書 共有・協働する教科書～

学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業

文部科学省 「令和3年度概算要求のポイント」より

- ・ **1人1台端末の環境等**が整っている**小・中学校等**を対象として、デジタル教科書（付属教材を含む）を提供し普及促進を図る。
- ・ **宿題など学校の授業以外の場でも活用できる**よう、パブリッククラウドを使用した供給方式とする。
- ・ 大規模な提供に当たって生じる課題等について報告を求める。

対象
校種・学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）及び特別支援学校（小学部・中学部）の相当する学年

対象の
経費

小学校5・6年生の1教科、中学校全学年の2教科分の学習者用デジタル教科書（付属教材を含む）経費全額

報告事項

令和2年第11回教育委員会(定例会)

令和2年11月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 中学校選択制による入学希望校 最終申込状況について…………… 1
(学務課)
- ② 第4次戸田市教育振計画(案)について…………… 2
(教育政策室)
- ③ 令和2年度 埼玉県学力・学習状況調査の結果概要について…………… 4
(教育政策室)
- ④ 第5次戸田市生涯学習推進計画策定の進捗状況について…………… 7
(生涯学習課)
- ⑤ 郷土博物館秋季ロビー展の開催について……………別紙
(生涯学習課)
- ⑥ その他

中学校選択制による入学希望校 最終申込状況について

令和2年10月21日締切

学 校 名	A 通学区域内 で希望した 児童数(人)	B 通学区域 外から希望 した児童数 (人)	C 通学区域 外児童受入 定員数(人)	合計希望数 (人)A + B
戸田中学校	220	23	35	243
戸田東中学校	164	18	35	182
美笹中学校	100	3	35	103
喜沢中学校	169	7	20	176
新曽中学校	374	18	35	392
笹目中学校	190	25	35	215
戸田中学校 (特別支援学級)	5	0		5
美笹中学校 (特別支援学級)	5	1		6
喜沢中学校 (特別支援学級)	2	2		4
笹目中学校 (特別支援学級)	2	1		3
合 計	1,231	98		1,329

※ 昨年度に引き続き、今年度も抽選対象校はありません。



第4次戸田市教育振興計画(案)

※計画期間:

令和3年度～令和7年度



報告事項②

これからの
社会の展望と
教育の方向性

基本理念

キャッチフレーズ
について

生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田

キャッチフレーズ

とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を

グローバル化や情報化が進み、社会が加速度的に変化していくSociety5.0^(※1)の時代を生きる子供たちに必要な力を育めるよう、日本型教育のよさも踏まえながら、先進的な取組を推進します。そして、学校・家庭・地域が一体となって、それぞれ役割のもと協力しあい、子供たちを見守り、育てていくまちを目指します。

とだっ子が、学力などの「認知能力」だけでなく、好奇心や自制心、やり抜く力などの「非認知能力」を身に付け、夢や希望を持ち、持続可能な社会の実現に向け、エージェンシー^(※2)を備えて21世紀を主体的に生き抜いてほしいとの思いから定めています。やり抜く力は、自ら設定したゴールに向けて、努力し続けることができる力のことです。このような「非認知能力」は、人生の成功に非常に重要なことが諸外国の研究で示されています。

方針1. 子供たちが可能性に挑戦し続ける力を育むための学びの実現
教師の指導力向上や、よりよい教育環境の整備により、日々の授業における新たな学びを推進し、子供たち一人ひとりが複雑で変化の激しい社会を生き抜く力を身に付けることを目指します。

主な施策

- ・授業改善(主体的、対話的で深い学びの実現)
- ・脱正解主義、脱前主義、脱予定調和の学びの推進)
- ・教師の指導力向上やカリキュラム・マネジメントの推進
- ・学校のチームとしての組織力向上と働き方改革の推進
- ・ICT環境の整備と、ハイブリッド型学習^(※3)等の利活用の支援や事務等のデジタル化の推進
- ・学校施設や設備の整備
- ・食育の推進

方針2. 多様性を尊重し、全ての子供たちが力を発揮できるような誰一人取り残さない学びの保障

多様なニーズに丁寧に丁寧に対応し、きめ細やかな支援を行うことで、子供たちの誰もが未来に夢や希望を持って学びに向かい、就学前を含めた教育をとおして共に成長していく姿の実現を目指します。

主な施策

- ・教育相談体制の充実(SC、SSW、心の教育アドバイザー、教育相談コーディネーターの配置等)
- ・障害のある児童生徒及びその保護者への支援
- (特別支援教育コーディネーター等の支援体制の構築)
- ・発達障害の早期発見、早期支援
- ・不登校児童生徒への支援
- ・放課後の学習支援や日本語指導の推進
- ・福祉機関等との連携強化

方針3. 地域・家庭・産官学民などの多様な主体による学びの提供

スポーツや文化芸術活動を含めた生涯学習を推進し、学びたい人が学べる環境の実現を目指します。また、就学前を含めて切れ目なく地域・家庭が子供たちを見守り育てる取組や、産官学民との連携等により、様々な安全な学びの場を提供します。

主な施策

- ・生涯学習活動、リカレント教育の推進
- ・コミュニティ・スクール^(※4)等の地域とともにある学校の推進
- ・国内外姉妹、友好都市と連携した、地域理解や地域交流
- ・スポーツや文化芸術活動の振興
- ・保育園や幼稚園における就学前教育の充実
- ・青少年の居場所の提供
- ・家庭学習の推進
- ・民間の教育力の活用やボランティアとの連携

方針4. EBPM^(※5)の推進

外部の研究者と連携して最先端の知のリソース^(※6)を取り入れながら、データ活用を進めることにより3K(経験・勘・気合いい)から脱却し、より効果的な政策の立案、個別最適な学びの実現や「教室を科学する」取組の推進を目指します。

主な施策

- ・戸田市教育政策シンクタンク^(※7)を中心としたEBPM推進体制の整備
- ・モニタリング指標等に基づく継続的な状況把握
- ・教育活動や政策の効果等に関する研究の推進と研究成果の公表
- ・個人情報保護やコンプライアンス^(※8)確保の取組

(※)PDF版では、主な施策についての詳細情報へのリンクを設定しており、各項目をクリックすると、当該事業のホームページ等に遷移します(一部の項目を除く。)

モニタリング指標

本計画をEBPMの核となるものと位置づけ、データに基づいて実態をとらえ施策を見直していくための手立てとなるような指標として、以下の指標を設定しています。

- ・全国学力・学習状況調査における平均正答率
- ・埼玉県学力・学習状況調査において学力を伸ばした児童生徒の割合
- ・授業の内容がわかる児童生徒の割合
- ・中学校卒業時の英検3級以上取得率
- ・教員の在校等時間の状況
- ・授業支援システムの活用ログ
- ・障害福祉に係る相談窓口の相談件数
- ・不登校児童生徒の教育機会の確保状況
- ・民間事業者と連携した学習機会の提供回数
(学校内、学校外を会場とするもの)
- ・地場食材の活用や食育の取組状況
- ・障害児相談支援利用者数
- ・1歳8か月検診、3歳6か月検診の平均受診率
- ・子育て支援センター利用者数
- ・こども家庭相談の状況
- ・生涯学習活動を行っている市民の割合
- ・市民大学、公民館講座受講者数
- ・国内外姉妹、友好都市との交流件数
- ・プロ選手・プロ芸術家と触れあえるイベント数
- ・青少年の居場所の実施設数
- ・外部研究機関との共同研究の実施状況

【参考1】本計画の位置づけと策定体制

本計画は教育基本法17条の規定に基づいて策定する、戸田市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。教育改革の基本理念や目標等の大きな方向性を本計画で示し、個別施策の詳細については市ホームページ等に掲載することとしています。関係団体へのアンケート、策定委員会での議論及びパブリックコメントを経て、最終的に令和3年3月の定例教育委員会で議決され、本計画が策定されました。

(※)策定委員会は市内の以下の部署の所属長等により構成されました(各所属名をクリックすると、各所属の取組の詳細を御覧いただけます。)

- ・教育総務課 ・学務課 ・教育政策室 ・学校給食課 ・生涯学習課 ・郷土博物館 ・協働推進課 ・文化スポーツ課 ・障害福祉課 ・福祉保健センター
- ・こども家庭課 ・保育幼稚園室 ・児童青少年課 ・戸田市立小・中学校校長会

【参考2】用語解説

- (※1) Society5.0(超スマート社会)・・・狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指す言葉。技術革新の進展により、今後日本の労働人口の約半数が就いている職業が技術的にはAIやロボットなどに代替できるようになる可能性や、これまでになかった新たな仕事が生まれることで、雇用形態や労働市場を大きく変容させる可能性が指摘されています。
- (※2) 自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力。将来的な目標を見据える力、批判的思考力、現状に疑問を持つ力など。
- (※3) ハイブリッド型学習 ... 対面指導とオンラインを効果的に組み合わせた学習。
- (※4) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)・・・保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。
- (※5) EBPM...Evidence-Based Policy Makingの略。客観的な根拠に基づく政策立案のこと。
- (※6) 知のリソース...リソースとは資源や資産を指す言葉。戸田市では産官学と連携し、最先端の知見やシステムを取り入れながら教育改革を進めていきます。
- (※7) 戸田市教育政策シンクタンク...シンクタンクとは様々な領域の専門家を集めた研究機関を指す言葉。戸田市では令和元年6月から、市の教育政策の調査、研究、分析等を所掌する戸田市教育政策シンクタンクを教育委員会内に設置しています。
- (※8) コンプライアンス...法令遵守。戸田市では関係法令や研究倫理にも十分な注意を払いながら、様々な研究に取り組んでいきます。

二次元
コード



本計画の紹介動画はこちら



第3期教育振興基本計画(国)はこちら



第3期埼玉県教育振興基本計画はこちら

二次元
コード



本計画のPDF版はこちら
(※)

(※)PDF版では、主な施策及びモニタリング指標についての詳細情報へのリンクを設定しており、各項目をクリックすると、当該事業のホームページ等に遷移します(一部の項目を除く。)

第4次戸田市教育振興計画

発行・編集：戸田市・戸田市教育委員会 発行年月：令和3年3月 〒335-8588埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号 電話：048-441-1800(代表) FAX：048-443-9033

【参考】学力のレベルについて

①各帳票における学力のレベルについて

レベル	レベル(3分割)	数値
レベル12	12-A	36
	12-B	35
	12-C	34
レベル11	11-A	33
	11-B	32
	11-C	31
レベル10	10-A	30
	10-B	29
	10-C	28
レベル9	9-A	27
	9-B	26
	9-C	25
レベル8	8-A	24
	8-B	23
	8-C	22
レベル7	7-A	21
	7-B	20
	7-C	19
レベル6	6-A	18
	6-B	17
	6-C	16
レベル5	5-A	15
	5-B	14
	5-C	13
レベル4	4-A	12
	4-B	11
	4-C	10
レベル3	3-A	9
	3-B	8
	3-C	7
レベル2	2-A	6
	2-B	5
	2-C	4
レベル1	1-A	3
	1-B	2
	1-C	1

レベルとは

「学力推定結果の平均値(=能力値)」を、学力を測定する尺度上で一定の間隔で分割して表したものです。

①学力のレベルは、小学校4年生から中学校3年生まで12のレベルに分割して表しています。

②1つのレベルをさらに3分割し、上から順にA,B,Cで表しています。

③レベル(3分割)と数値の対応は表の通りです。

④「01_教科に関する調査採点結果」等に記載されている学力レベルは、左の表の「レベル(3分割)」で記載しています。

⑤「01_教科に関する調査採点結果」等に記載されている学力の伸びは、学力のレベルを左の表の「数値」に変換し、その差分を記載しています。

各学年ごとのレベルの範囲

	小4	小5	小6	中1	中2	中3
レベル12						
レベル11						
レベル10						
レベル9						
レベル8						
レベル7						
レベル6						
レベル5						
レベル4						
レベル3						
レベル2						
レベル1						

学力のレベル表記は、1～12段階ありますが、測定は各学年7レベルの間で行います。

各学年の測定範囲は、各学年を縦に見た白い部分です。

学年	学力のレベル
小学校4年生	レベル1～レベル7
小学校5年生	レベル2～レベル8
小学校6年生	レベル3～レベル9

学年	学力のレベル
中学校1年生	レベル4～レベル10
中学校2年生	レベル5～レベル11
中学校3年生	レベル6～レベル12

1つのレベルは、それぞれ3層に分かれています。同じレベルの中で、スモールステップの伸びを表します。例えば、同じレベル5の中でも、学力のレベルが高くなるとバーの位置が変わります。

前学年でのバーの位置と、今年度のバーの位置を比べると、学力の変化が分かります。

第5次戸田市生涯学習推進計画策定の進捗状況について

1 第5次戸田市生涯学習推進計画（案）作成について

「第5次戸田市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）」は、令和3年度から7年度の5カ年の計画です。

計画（案）の作成に当たっては、関係部局等の課長で構成する「第5次戸田市生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置したほか、社会教育委員会議でも検討しております。



また、計画に反映させることを目的に、市民意識調査を実施したほか、ワークショップ形式の市民会議も開催しました。

今回の計画（案）の作成に当たり、コンサルタント会社は入っておりませんが、目白大学社会学部 大西律子教授、高久聡司准教授に、市民意識調査の内容や市民会議の開催について、助言・指導等ご協力をいただいております。

2 第5次戸田市生涯学習推進計画策定スケジュールについて

日程	事項	内容
令和2年	6月16日 ～30日	市民意識調査 ・調査数：個人1,500、団体200 ・有効回収率：個人35.2%、団体60.0% （前回32.3%）（前回55.0%） ※総合分析結果は別添のとおり
	9月28日	第1回策定委員会 ・第5次戸田市生涯学習推進計画策定について ・第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について（報告） ・市民意識調査結果について（報告）



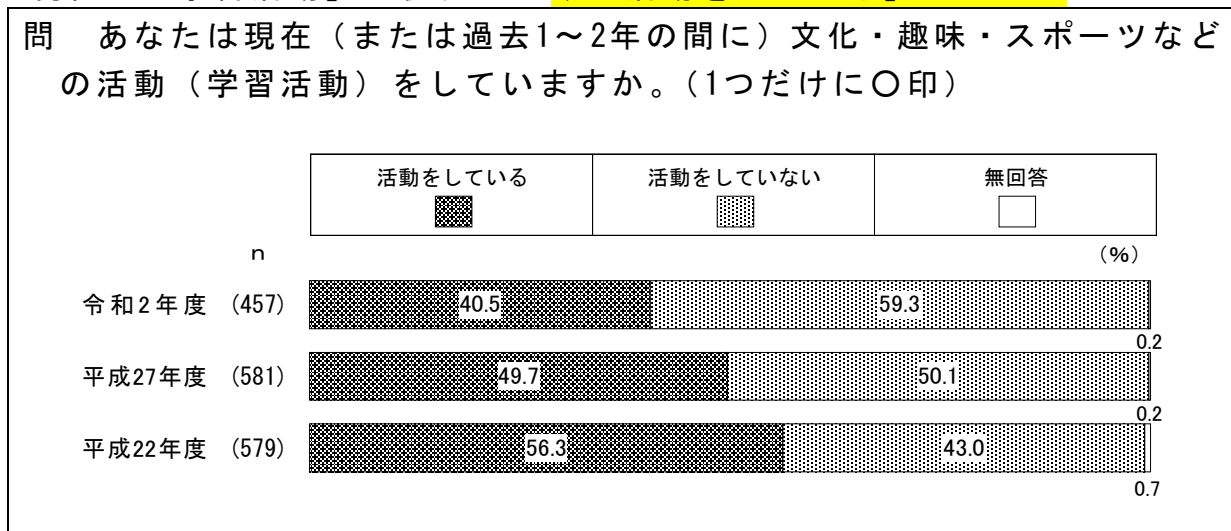
日程		事項	内容
令和2年	10月17日	市民会議 (参加者14名)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で学ぶとしたら、どんなテーマ？ ・「学びたい気持ち」がなかなか実現しないのはなぜ？ ハードルはどこに？ ・若い人に防災学習に参加してもらうためには？ ・公共施設をどんな風に使ってみたい？！ 
	10月19日	第1回 社会教育委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習関連事業の令和元年度実施結果及び令和2年度事業計画・進捗状況について ・第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について ・第5次戸田市生涯学習推進計画の策定について 
	12月17日	第2回策定委員会	
	12月25日	第2回 社会教育委員会議	
令和3年	1月21日	令和3年第1回教育 委員会定例会	
	1月	市議会 文教・建設 常任委員会	
	2月	パブリックコメント	
	3月	第3回策定委員会	
	3月	第3回 社会教育委員会議	
	3月19日	令和3年第3回教育 委員会定例会	
	3月	市議会 文教・建設 常任委員会	
	3月	計画策定	

【参考】市民意識調査 総合分析

今回の調査から明らかになったことの中で、特徴的なものは以下のとおりである。

1. 学習活動に取り組みやすい環境づくりの必要性

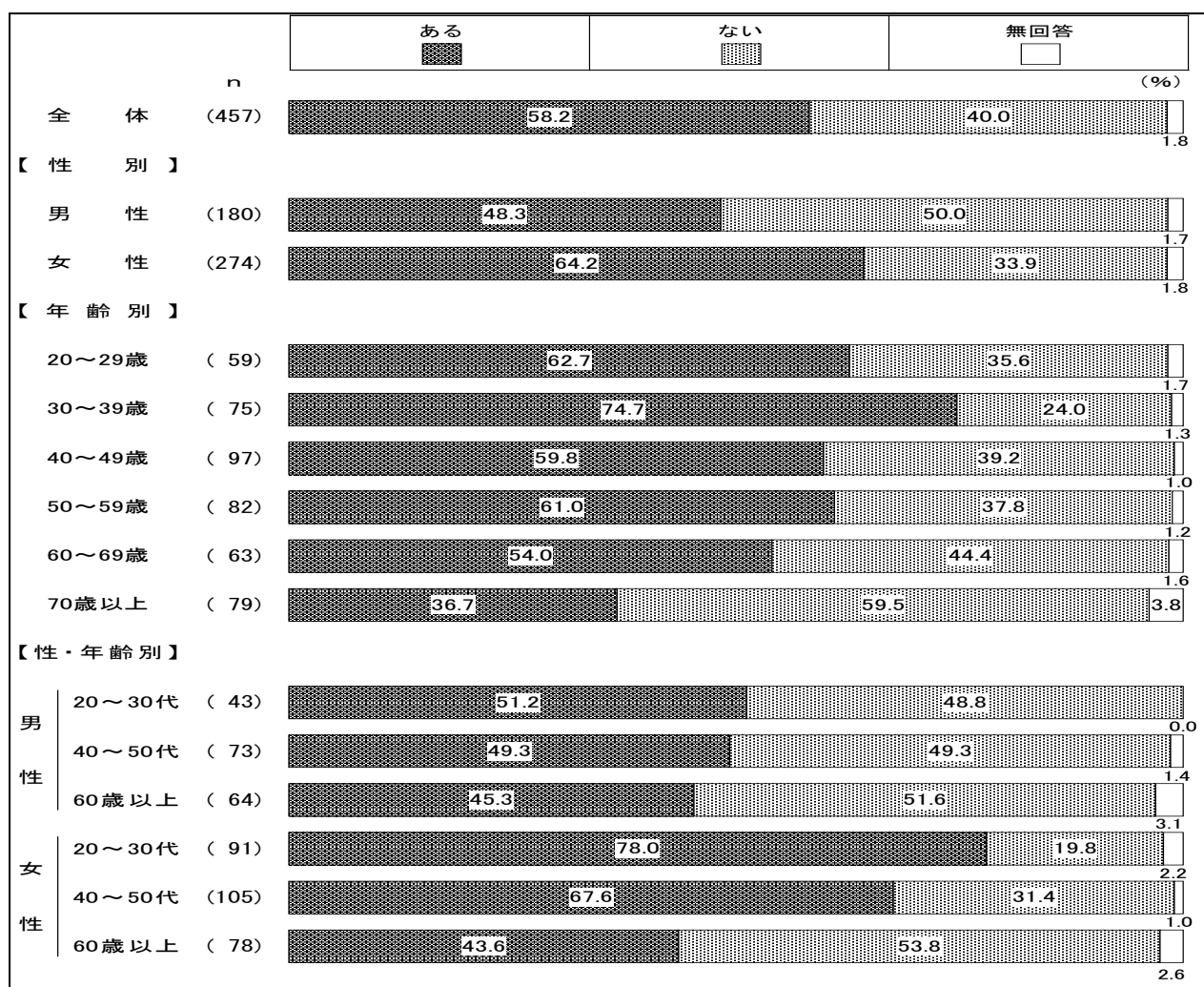
○現在の「学習活動」の状況 ◇「活動をしている」が40.5%



- ・現在学習活動をしていないが、新たに始めたい活動があると答えた人の割合：52.4%
 - ・学習活動をしなかった理由としては、仕事や家事が忙しい、きっかけがない、経費がかかるなどが挙げられる。
- ⇒学習活動の阻害要因として、当人の忙しさときっかけのなさが課題。
- ⇒講座や動画のオンライン配信等をはじめとした、場所を選ばず学習できるような環境整備が求められる。また、学習活動を新たに始めたくなるきっかけづくりや、学習活動に取り組むことに対する周囲の理解（職場内、家庭内）を得られるような情報発信や啓発についても取り組むことが必要と考えられる。
- ⇒市民大学や公民館講座に関しては、開催日時の分散化や、内容の工夫などを、世代ごとのニーズに合わせて検討していくことが求められる。
- ・20～30代では、インターネットを利用した学習へのニーズが高い一方で、高齢者にとっては紙媒体やテレビ・ラジオ、対面式での講座に人気がある。
- ⇒オンライン化のみに傾倒するのではなく、学習内容を多様な媒体に変換して発信するなど、様々な方法での学習が可能となるような工夫が必要である。

2. 社会人の学び直しに対する認識

○新たに始めたい「学習活動」の有無

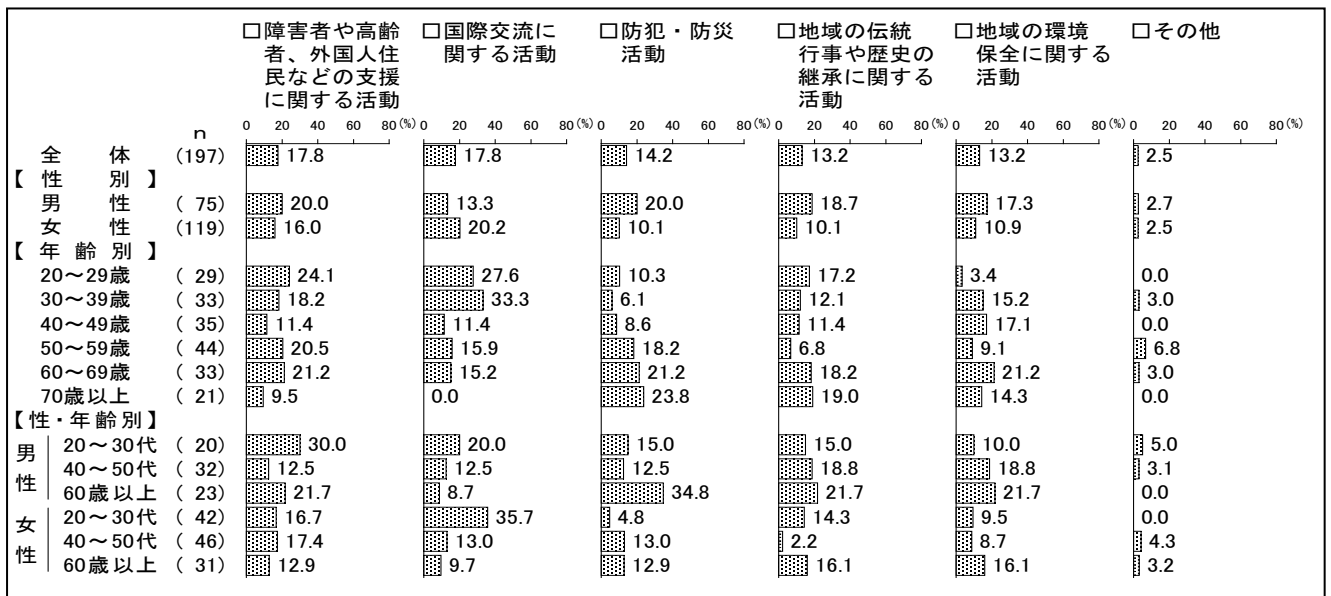
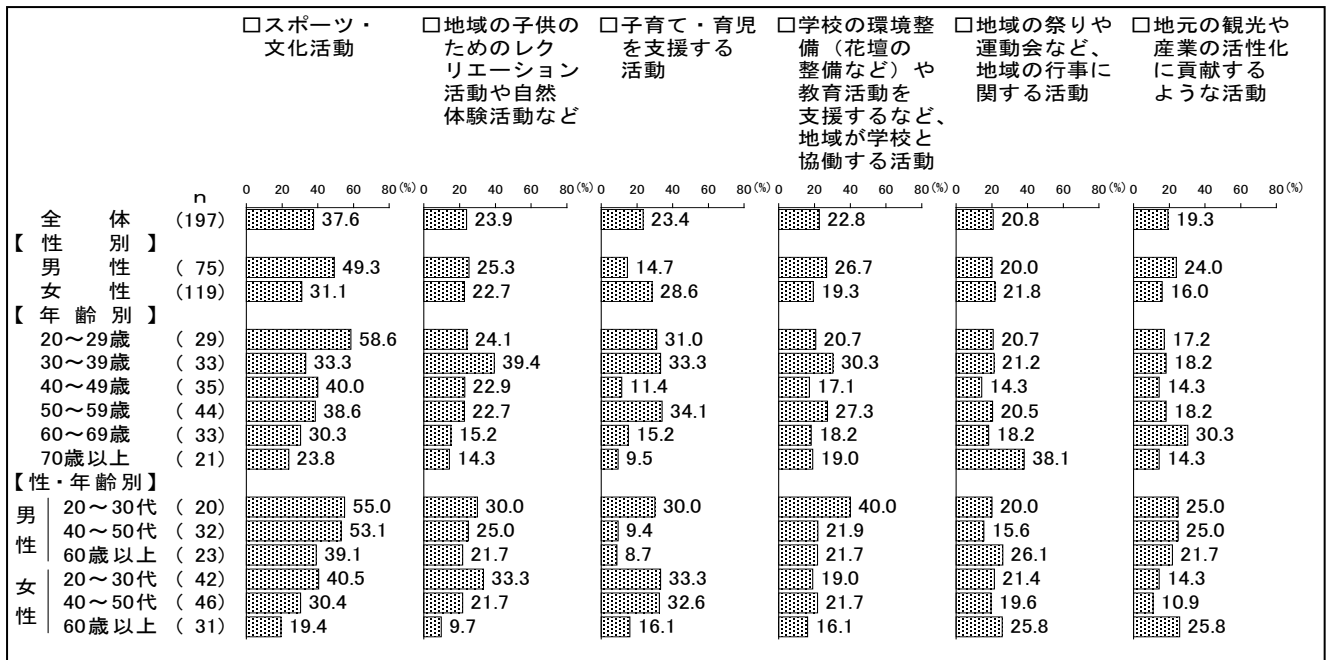


- ・特に力を入れて行いたい学習活動のスコアを見てみると、英会話やパソコン技能に係る「職業上必要な知識及び技能に関すること」は最も高い。
⇒働く上で必要な知識や技能について学ぶ機会を創出することが求められているといえる。
- ・受講したい講座の種類の中で「資格取得につながる講座」は40.3%
- ・そのうち、男性では20～30代で58.1%、女性では20代～30代が72.5%と、特に若年層において資格取得につながる講座へのニーズが高い。
- ・現在、職業上必要な知識及び技能に関することを学習している人のうち、今後の学習方法として大学等に入学して学ぶこと希望しているのは約15%。それ以外は約85%
- ⇒教育機関に入学して学びたいという人は一定数いるものの、多くの方がより身近な場所で手軽に学べる形式を希望していることが読み取れる。
- ⇒「職業上必要な知識や技能に関すること」をテーマとした講座の開設や、他部署および民間企業等との連携の必要性も考えられる。

3. 「生涯学習活動とまちづくり」に対する各世代の認識

・「学習活動を行うことが住民参加・住民主体のまちづくりの一步となると思う」と回答した人は63%。特に20～30代においてその回答率は高く、学習活動とまちづくりの関連性について認識されており、将来のまちづくりの担い手となることが期待される。

○「まちづくりの視点」から参加したい具体的な「学習活動」

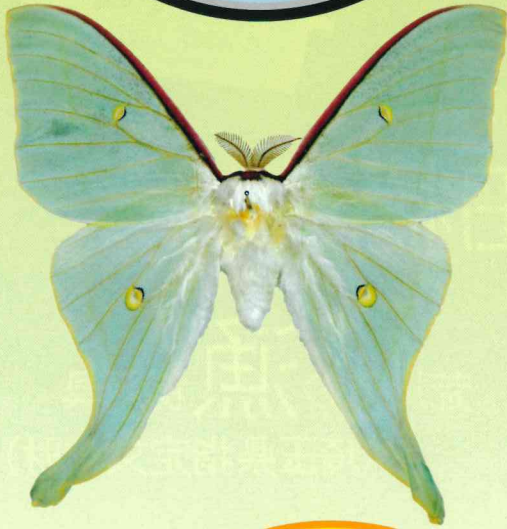


⇒各分野で中心となる世代が存在することが読み取れる。各世代が様々な視点からのまちづくりに興味を持ち、協働して取り組むためのきっかけを、市民大学や公民館講座等を通して提供していくことが求められると考える。

クローズアップ

彩湖

～昆虫編～



入場
無料

昆虫標本、写真を展示します。

- ◆ 彩湖で観察できる昆虫
- ◆ 戸田にゆかりのある昆虫
- ◆ 外来種の昆虫 など



彩湖自然学習センターマスコット カマリン

2020年10月24日(土)～12月6日(日)

郷土博物館3階 特別展示室前ロビー

●休館日 10月26日、11月9日・30日 / ●開館時間 10:00～16:30

郷土博物館常設展示室は、

ぷち

リニューアル

縄文人に会える!?

名橋といわれた戸田橋から…

荒川での漁撈用具
(埼玉県指定文化財)

ノスタルジックな団地風景

重量級資料の蔵出し

よみがえる1964年の
東京オリンピック



〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曾1707番地
Tel. 048-443-5600 Fax. 048-442-8988
<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/377/>
交通: 埼京線戸田駅西口徒歩10分

戸田市立郷土博物館
since 1984

令和2年6月1日にオープンしました。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
マスク着用の上、ご来館ください。
お待ちしております。